

回答書

「古座分庁舎リノベーション事業」設計施工業務委託に係る提案について、質問による回答は以下のとおりです。

質問事項	質問内容	回答
・ 行政サービスの工事時の状況	・ 工事時には、対象エリア外も全て退去されている認識でよいか。 また、工事期間中、役場の方々等出入りすることがあるか。	対象エリア外の各部屋については、1階窓口、青少年センター、図書室において業務を行っている。また、2階トレーニングルーム、調理教室や、3階中会議室、大会議室も適宜使用している。(資料1 各部屋の使用状況) また、工事期間中においても、古座分庁舎には役場職員や町民等が出入りするものとする。
	・ 既存行政サービスエリアは、現状どのような状態か。 また、引渡時には、仮設壁等で目隠しが必要となるか。	現在、行政サービスで使用しているエリアは、1階窓口になる。(資料2 行政サービスエリアの現状) 工事施工の状況により仮設壁等も必要になると思われる。
・ 図面について	・ 既存図(竣工図書)と現状が異なる場合、その時点で協議、調整でよいか。また、変更した最新図面をご提供いただけないか。	古座分庁舎建設当時から年数が経っており、各部屋の現状が竣工当時と異なっていることも考えられるため、設計の際に協議・調整をお願いしたい。 また、図面についても現状を記載した最新のものが無い状況である。
	・ 照明LED化以外に改修した部分はあるか。 (例:空調、消火設備など)ある場合は、図面のご提供希望。	照明LED化以外に、エアコンを改修している。 図面は、要調査し、有ればご提供できる。
・ 議場について	・ 議場の天井シーリングファンは撤去してよいか。 ※後から取り付けた理由について	議場の天井シーリングファンは撤去可能。 効率よく空気を循環させるため、後から設置。

・その他	・施設名称は決まっているか。	施設名所は未定
	・提案書等作成要綱（別紙２）の４ 提案書作成内容において、「本業務の仕様書に定めのない業務、目的達成のために有効と思われる案があれば追加提案を行うこと。」とあるが、これは別途予算として、ご提案する形でよいか。	追加提案については、別途予算としてご提案いただきたい。提案内容により、予算計上及び工事施工等の時期を検討することとなる。